明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○工業統計調査規則の一部を改正する省令（経済産業六四）　一
○火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（同六五）　三
〔告　示〕
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務三七七～三七九）　五
○工業統計調査規則第七条第二項の規定に基づき、工業調査票甲及び乙の様式を改める件（経済産業三三一）　八
○火薬類取締法第三十一条の二第一項の規定に基づく免状交付に関する事務を委託する件（同三三二）　八
○平成十九年国土交通省告示第八百八十五号の一部を改正する件（国土交通一二四九）　八
○平成五年建設省告示第千四百三十八号の一部を改正する件（同一二五〇）　八
○高速自動車国道に関する件（同一二五一、一二五二）　八
○道路に関する件（東北地方整備局一四一）　八
○都市計画に関する件（関東地方整備局三二九）　八
○道路に関する件（中国地方整備局九二、九三）　八
○道路に関する件（九州地方整備局一二七～一二九）　九
○道路に関する件（北海道開発局一三九、一四〇）　九
〔官庁報告〕
国家試験
通関士試験合格者（財務省）　一〇
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十一年度平成二十一年九月分）（財務省）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等に関する公示関係　一五
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
平成二十事業年度財務諸表（独立行政法人農林漁業信用基金・独立行政法人港湾空港技術研究所）、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、中日本高速道路株式会社工事完了、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　一八
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇一
会社その他
会社決算公告　一〇一

省　令

○経済産業省令第六十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、工業統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十七日

経済産業大臣　直嶋　正行

工業統計調査規則の一部を改正する省令

工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十五号中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

附則第五項中「平成二十九年」を「平成二十一年」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第六十五号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十七日

経済産業大臣　直嶋　正行

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第二項中「から(3)まで及び(5)」を「、(5)、(6)及び(8)」に改める。

第五条第一項第十六号中「半製品」の下に「（以下この号において「火薬類等」という。）」を加え、「等の」を「その他当該火薬類等に摩擦及び衝動を与え」に改める。

第五条の二第一項第二十三号中「等の」を「その他当該移動式製造設備に衝動を与えないよう、又は当該特定硝酸アンモニウム系爆薬に摩擦及び衝動を与え」に改める。

第十五条中「あつて」を「あつて」に改め、同条第一項中「、(2)及び(5)に掲げるその他の火工品」を「及び(7)に掲げる鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品」に改め、「(4)に掲げる火工品（実包、空包及び信号雷管を除く。）」を「(1)、(5)、(7)及び(8)に掲げるその他の火工品」に改め、同項の表を次のように改める。